

令和3年7月1日 第12回医師の働き方改革の
推進に関する検討会 会議資料（抜粋）

医師労働時間短縮計画策定ガイドライン(案)の修正について

資料1で説明したとおり、令和5年度末までの間の医師労働時間短縮計画の作成は努力義務と整理されたことを踏まえ、令和2年12月22日公表の中間とりまとめ時点の医師労働時間短縮計画策定ガイドライン(案)より、以下のような修正を行った。

＜主な修正点＞

- 「1 概要」において、令和5年度末までの間の医師労働時間短縮計画の作成を努力義務とする整理を踏まえ、以下を追記。(3ページ)

医師の働き方改革を着実に進めていくためには、各医療機関において、早期に計画を作成し、医師の働き方改革を推進していくことが重要である一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により目の前の危機対応に追われている医療機関があることも鑑み、計画の作成の義務付けについては、

- ・ 年間の時間外・休日労働時間数が960時間を超える医師(＝A水準超の時間外・休日労働を行う医師)が勤務する医療機関に対して令和5年度末までの計画について作成を努力義務としつつ、
- ・ 連携B・B・C水準の指定を受けることを予定している医療機関は、当該指定申請に当たり、評価センターによる第三者評価を受審する前までに令和6年度以降の計画の案(取組実績と令和6年度以降の取組目標を記載)を作成することとしている。

- 「2 作成対象医療機関」において、「1 概要」と同様の修正。(4ページ)
- 「3 計画期間」において、令和5年度末までの計画と令和6年度以降の計画それぞれについて計画期間を記載。(4ページ)
- 「4 計画の対象医師」において、C-1水準についての解説を追記。(5ページ)
- 「5 作成の流れ」において、「1 概要」で示した整理を受けて、「令和5年度末までの計画については、都道府県への提出は任意であるが、提出した場合には情報提供や助言等の支援を受けることができる」こと等を追記。(6ページ)
- 「6 記載事項」において、「1 概要」で示した整理に伴い、指定申請に当たっては令和6年度以降を対象とした「計画の案」の作成が必要となったことを受けて、各項目について、計画を作成する場合には「前年度実績及び当年度目標並びに計画期間終了年度の目標を記載す

る」としているところ、「連携B・B・C水準の指定申請に当たって作成する計画の案については、当該「計画の案」の作成時点における前年度実績、指定を受けることを予定している年度の目標（令和6年度からの指定を申請する場合には令和6年度の目標）及び計画期間終了年度の目標を記載する」こと等を追記。（7～10 ページ）

- 「6 記載事項」において、必須記載事項／任意記載事項と表記してきたところ、項目の内容に着目した表現（「労働時間と組織管理（共通記載事項）／労働時間短縮に向けた取組（項目ごとに任意の取組を記載）」）に修正。（7及び10 ページ）
- 「6 記載事項」において、労働時間短縮に向けた取組として、「（5）C-1水準を適用する臨床研修医及び専攻医の研修の効率化」を追加。（13 ページ）
- 「7 評価センターによる評価との関係」において、評価センターの評価の対象には、今後の取組の内容（目標や取組目標）も含まれること、「令和5年度末までの間に、医療機関が努力義務に基づき作成する計画は、評価センターの評価の対象外であるが、令和5年度末までの取組は、取組実績として、令和6年度を開始年度とする初回の指定に係る評価の際に参照されることとなる」ことを記載。（13 ページ）
- 「8 計画のひな型／作成例について」を追加し、別紙としてひな型／作成例を提示。（14 ページ）
- その他、全体として項目や文章を整理。